

## 住民への周知内容

福島県相双地方振興局へ福島県産業廃棄物処理指導要綱に基づく産業廃棄物処理施設等設置等事業計画書（設置）の提出がありましたので、お知らせします。

福島県相双地方振興局では、今後、必要な手続きを行いながら、当該施設の設置の適否について審査していくこととしております。

### 1 設置等予定者

#### (1) 住所

福島県双葉郡大熊町大字夫沢字長者原 1 2 3 番

#### (2) 名称及び代表者の氏名

株式会社相双スマートエコカンパニー 代表取締役 岡田 美洋

### 2 設置場所

福島県双葉郡大熊町大字夫沢字長者原 1 2 3 番 外 1 0 0 筆

### 3 産業廃棄物処理施設等の種類及び処理能力

(1) 廃プラスチック類の破碎施設兼木くずの破碎施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第7条第7号施設兼第7条第8号の2施設）（ハンマー式破碎機）

334t/日（16時間）

(2) 廃プラスチック類の破碎施設兼木くずの破碎施設（政令第7条第7号施設兼第7条第8号の2施設）（2軸破碎機）

598t/日（16時間）

(3) がれき類の破碎施設（政令第7条第8号の2施設）

739t/日（16時間）

(4) 廃太陽光パネルの破碎・選別施設（福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例第32条第1項に規定する産業廃棄物指定処理施設）

8.64 t/日（16時間）

### 4 問い合わせ先

福島県相双地方振興局県民環境部環境課 電話 0244-26-1237